

224 大学令改正に付勅令第百十一号公布 [昭和十八年三月]

(枢密院上奏ノ通)

文部大臣

文甲第五二号 起 [昭和十八年一月十七日] (注記1)

(注記2)

(注記4) 臣等昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十七日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ聖明ノ採沢ヲ仰ク

昭和十八年二月十七日

内閣書記官 (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印)

内閣総理大臣	花押 (東条)	内閣書記官長	花押 (星野)
外務大臣	花押 (谷)	海軍大臣	花押 (鳥田)
内務大臣	花押 (湯沢)	司法大臣	花押 (岩村)
大蔵大臣	花押 (賀屋)	商工大臣	花押 (岸)
陸軍大臣	花押 (東条)	通信大臣	花押 (寺島)
		鉄道大臣	花押 (八田)
		農林大臣	花押 (橋田)
		厚生大臣	花押 (井野)
		安藤国務大臣	花押 (安藤)
		鈴木國務大臣	花押 (鈴木)
		大東亞大臣	花押 (青木)

勅令第 [加筆・朱書] 百十一号

昭和十六年勅令第九百二十四号中左ノ通改正ス

第一条第一項中「、第十三条第一項若ハ第十六条、高等学校令第七条第一項、専門学校令第六条若ハ第八条第二項又ハ実業学校令第二条ノ二第二項」ヲ「若ハ第十六条、師範教育令第十四条又ハ専門学校令第六条若ハ第八条第二項」ニ、「大学予科、高等学校高等科、専門学校若ハ実業専門学校」ヲ「高等師範学校、女子高等師範学校若ハ専門学校」ニ改メ「当分ノ内」ヲ削ル

右枢密院ノ御諮詢ヲ経テ御下付ニ付同院上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ然ルベシト認ム
右枢密院ノ御諮詢ヲ経テ御下付ニ付同院上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ然ルベシト認ム
ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

上諭案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件
ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

同条第二項ヲ削ル

同条第三項中「前二項中大学令、高等学校令、専門学校令又ハ実業学校令」ヲ「前項中大学令又ハ専門学校令」ニ改ム

附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本令ハ大学学部ノ在学年限ニ關シテハ昭和十七年四月以前ニ

内務大臣

御名 御璽
〔加筆・朱書〕
〔昭和十八年〕〔加筆・朱書〕
〔三〕月〔六〕日

入学シ引続キ在学スル学生ニ付、高等師範学校、女子高等師

範学校又ハ専門学校ノ修業年限ニ関シテハ昭和二十一年四月

以前ニ入学シ引続キ在学スル生徒ニ付之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大学予科又ハ高等学校高等科ニ在学スル生徒ニ付テハ其ノ修業年限ノ短縮ハ第一条ノ改正規定ニ拘ラズ仍從

前ノ例ニ依ル

(注記5)
昭和十八年一月二十五日 内閣書記官長 花押 (星野) (注記7)
内閣書記官 (舩田) (猿江) (若倉)

(注記6)
内閣總理大臣 (東条) (印)
法制局長官 (印)

外務大臣 (花押) (谷)
内務大臣 (花押) (湯沢)
陸軍大臣 (花押) (東条)
文部大臣 (花押) (橋田)

(注記12)
内閣總理大臣 東條英機殿

文部大臣 橋田邦彦 (印)

(下札)

呈案附箋ノ通

内閣總理大臣
内務大臣
文部大臣

(注記8)
発普一八一号

(注記9)

(注記10)

昭和十六年勅令第九百二十四号中改正ノ必要ヲ認メ別紙勅令案

ヲ具シ閣議ヲ請フ

昭和十七年八月三十一日

(注記11)

内閣總理大臣 東條英機殿

内閣總理大臣 東條英機殿

文部大臣 橋田邦彦 (印)

(下札)

勅令第 号

昭和十六年勅令第九百二十四号中左ノ通改正ス

第一条 (加筆・朱書き) [法制局] 中一、第十三条第一項若ハ第十六条、高等学校令第七条第一項、専門学校令第六条若ハ第八条第二項又ハ実業学校令第二条ノ二第二項」ヲ「若ハ第十六条、師範教育令第十四条又ハ専門学校令第六条若ハ第八条第二項」ニ、「大学予

追テ本件ハ枢密院官制第六条第八号ノ勅令ナルヲ以テ枢密院二御諮詢相成可然ト認ム

勅令案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件

ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

同条第二項ヲ削ル

科、高等学校高等科、専門学校若ハ実業専門学校」ヲ「高等師範学校、女子高等師範学校若ハ専門学校」ニ改 (加筆・朱書き) 「法制局ノ内」ヲ削ル

同条第三項中「高等学校令、専門学校令又ハ実業学校令」ヲ
〔抹消〕
「師範教育令又ハ専門学校令ニ改ム

同条第三項中「前二項中大学令、高等学校令、専門学校令又
ハ実業学校令」ヲ「前項中大学令又ハ専門学校令」ニ改ム
〔加筆〕〔法制局〕
附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本令ハ大学学部ノ在学年限ニ関シテハ昭和十七年四月以前ニ入
学シ引続キ在学スル学生ニ付、高等師範学校、女子高等師範学
校〔抹消〕〔加筆・朱書〕及〔又ハ〕専門学校ノ修業年限ニ関シテハ昭和二十一年四
月以前ニ入学シ引続キ在学スル生徒ニ付之ヲ適用ス

附 則

〔抹消〕
本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大学予科又ハ高等学校高等科ノ修業年限ハ本令施行ノ際現ニ在
学スル生徒ニ關シテハ当分ノ内夫々六月以内ヲ短縮スルコトヲ
得此ノ場合ニ於テハ第二条ノ規定ヲ準用ス

〔加筆・朱書〕〔法制局〕
日本令施行ノ際現ニ大学予科又ハ高等学校高等科ニ在学スル生
徒〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔三付〕テハ其ノ修業年限ノ短縮ハ第一条ノ改正規定ニ
拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

理 由

大学令、高等学校令及師範教育令中改正並ニ実業学校令ノ廢止

〔加筆・朱書〕〔法制局〕
〔印等〕二伴ヒ改正ノ要アルニ依ル

前二項中大学令、高等学校令、専門学校令又ハ実業学校令ト
アルハ夫々朝鮮教育令及台灣教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモ
ノトス

第二条 前条第一項ノ規定ニ依ル在学年限又ハ修業年限ノ短縮
ハ内地ニ在リテハ文部大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣
ニ在リテハ台灣總督之ヲ行フ

〔参考照〕

(注記13)

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ
臨時短縮ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年十月十六日

内閣總理大臣公爵 近衛 文麿

文部大臣 橋田 邦彦

拓務大臣 豊田貞次郎

勅令第九百二十四号

第一条 大学令第十条、第十二条、第十三条第一項若ハ第十六

条、高等学校令第七条第一項、専門学校令第六条若ハ第八条

第二項又ハ実業学校令第二条ノニ第二項ノ規定ニ依ル大学学

部ノ在学年限又ハ大学予科、高等学校高等科、専門学校若ハ
実業専門学校ノ修業年限ハ当分ノ内夫々六月以内之ヲ短縮ス

ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ大学予科ノ修業年限ヲ短縮シタル場合ニ於

テハ大学令第十三条第二項及第三項中修業年限三年又ハ修業

年限二年トアルハ夫々前項ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限

ヲ謂フモノトス

前二項中大学令、高等学校令、専門学校令又ハ実業学校令ト

アルハ夫々朝鮮教育令及台灣教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモ

ノトス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔未審
〔参考〕〕〔高等・朱書
〔高・朱書〕学校学校令中改正ノ件 昭和十八年一月 勅令第三十八号 (総理、文部) (大臣副署)

第一条 高等学校ハ皇國ノ道ニ則リテ男子ニ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ施シ國家有用ノ人物ヲ鍛成シ大学教育ノ基礎タラシムルヲ以テ目的トス

第七条第一項中「七年」ヲ「六年」ニ、「三年」ヲ「二年」ニ改ム

第九条 削除

第十条 削除

第十一條中「當該学校予科ヲ修了シタル者、」ヲ削ル

第十二条中「中学校第四学年ヲ修了シタル者」ヲ「中学校ヲ卒業シタル者」ニ改ム

第十三条中「専攻科ヲ除キ」ヲ削ル

第十七条中「学科目及其ノ程度、」ノ下ニ「教授訓練」ヲ加フ

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル実業専門学校ハ専門学校トス
実業専門学校ヲ卒業シタル者ハ専門学校ヲ卒業シタル者トス

〔未審
〔参考〕〕〔大學・朱書
〔大・朱書〕大學予科ノ修業年限ハ二年トス 勅令第40号 (総理、文部) (大臣副署)

第十三条 大學予科ノ修業年限ハ二年トス

大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メ

ラレタル者トス

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等学校高等科ニ在学スル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第七条第一項ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

中学校令ニ依ル中学校若ハ中等学校令第二十条ノ規定ニ依ル中学校ノ第四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者ハ第十二条ノ改正規定ニ拘ラズ高等学校高等科ニ入学スルコトヲ得

〔未審
〔参考〕〕〔專門・朱書
〔專・朱書〕學校學校令中改正ノ件 昭和十八年一月 勅令第三十九号 (総理、文部) (大臣副署)

第一条 専門学校ハ皇國ノ道ニ則リテ高等ノ學術技芸ニ關スル教育ヲ施シ國家有用ノ人物ヲ鍛成スルコトヲ以テ目的トス

第五条第一項中「修業年限四箇年以上ノ」ヲ削ル

第八条中「学科目及其ノ程度」ノ下ニ「教授訓練」ヲ加フ

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

中学校令ニ依ル中学校若ハ中等学校令第二十条ノ規定ニ依ル中学校ノ第四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者ハ第十二条ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行ノ際現ニ修業年限三年ノ大學予科ニ在学スル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第十三条第一項ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

学校ノ第四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ

之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者ハ第十三条第二項ノ
改正規定ニ拘ラズ大学予科ニ入学スルコトヲ得

(注記14)
参 照

第十四条 高等師範学校及女子高等師範学校ノ修業年限ハ四年
トス

師範教育令

一昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又ハ修

業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件

右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候条此段及通牒候也

昭和十八年二月十七日

枢密院副議長男爵 鈴木貫太郎

内閣總理大臣 東條英機殿

臣等昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又ハ

修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月
十七日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ
聖明ノ採決ヲ仰ク

昭和十八年二月十七日

枢密院副議長男爵臣 鈴木貫太郎

昭和十六年勅令第九百二十四号中左ノ通改正ス

第一条第一項中「、第十三条第一項若ハ第十六条、高等学校令
第七条第一項、専門学校令第六条若ハ第八条第二項又ハ実業学
校令第二条ノ二第二項」ヲ「若ハ第十六条、師範教育令第十四
条又ハ専門学校令第六条若ハ第八条第二項」ニ、「大学予科、
高等学校高等科、専門学校若ハ実業専門学校」ヲ「高等師範学
校、女子高等師範学校若ハ専門学校」ニ改メ「当分ノ内」ヲ削
ル

同条第二項ヲ削ル

同条第三項中「前二項中大学令、高等学校令、専門学校令又ハ
実業学校令」ヲ「前項中大学令又ハ専門学校令」ニ改ム

附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本令ハ大学学部ノ在学年限ニ關シテハ昭和十七年四月以前ニ
入学シ引続キ在学スル学生ニ付、高等師範学校、女子高等師
範学校又ハ専門学校ノ修業年限ニ關シテハ昭和二十一年四月
以前ニ入学シ引続キ在学スル生徒ニ付之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大学予科又ハ高等学校高等科ニ在学スル生徒
ニ付テハ其ノ修業年限ノ短縮ハ第一条ノ改正規定ニ拘ラズ仍從
前ノ例ニ依ル

勅令第 号

(注記15)
昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又ハ
修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件外三件審査報告

謹デ今回御諮詢ノ昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ

在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件、朝鮮

教育令中改正ノ件、台湾教育令中改正ノ件及朝鮮總督府視学官

特別任用令外三勅令中改正ノ件ヲ審査スルニ其ノ要旨左ノ如シ

第一 昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又

ハ修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件中改正ノ件

〔加筆〕政府ハ曩ニ軍幹部要員ノ充足及勞務動員計画ノ需要ニ応ズ

ル為臨機ノ措置トシテ昭和十六年勅令第九百二十四号大学学

部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件ヲ以テ大

学、高等学校、専門学校等ノ在学年限又ハ修業年限ヲ當分ノ

内夫々六月以内短縮シ得ルコトト為セルガ今回学制ノ改革ヲ

行ヒ高等学校、中等学校等ノ修業年限ヲ一年宛短縮スルコト

トセルニ由リ、此等ノ学校修了者ニ対シ将来上級学校ニ於テ

更ニ在学年限又ハ修業年限ノ短縮ヲ行フコトナカラシムル為

本件ヲ以テ右ノ勅令ニ改正ヲ加ヘ本案勅令施行ノ際現ニ大学

予科又ハ高等学校高等科ニ在学スル生徒ニ付テハ其ノ修業年

限ノ短縮ハ從前通之ヲ行フ大學學部ノ學生ニ付テハ昭和十

七年四月以前ニ入学シ引続キ在学スル者ニ限り在学年限又ハ

修業年限ノ短縮ヲ行フコトト為サントス

第二 朝鮮教育令中改正ノ件

抑々朝鮮教育令ハ一視同仁ノ聖旨ヲ奉体シ教育ニ關スル勅語

ノ旨趣ヲ遵奉シテ忠良有為ナル皇國臣民ヲ鍊成スルノ朝鮮教

育ノ精神ニ則リ大正十一年ニ制定セラレタルガ昭和十三年三月之ニ改正ヲ加ヘ國語ヲ常用スル者ト然ラザル者トノ區別ヲ撤廢シテ〔加筆〕兩者何レモ其ノ普通教育ハ小学校令、中學校令及高等女學校令ニ依ルコトト為シ〔加筆〕次デ同十六年三月内地ニ於テ國民學校制度ヲ施行セントスルニ伴ヒ朝鮮ニ於テモ之ト歩調ヲ一ニスル為初等普通教育ハ國民學校令ニ依ルコトニ改メタリ是ヲ以テ朝鮮ニ於ケル教育ハ〔加筆〕師範教育ヲ除キ内鮮人ノ區別ナク概不内地ノ相當學校令ニ依ルコトト為リ朝鮮特殊ノ事情ニ基キ若干ノ特例ヲ設ケルノ外教育ノ程度及內容ハ内地ニ於ケルト略逕庭ナキニ到レリ然ルニ今回内地ニ於テハ中學校令、高等女學校令及實業學校令ヲ廢止シテ中等學校令ヲ制定シ又國民學校制度ノ運營ヲ完カラシムル為師範教育令ヲ改正シ孰レモ昭和十八年度ヨリ之ヲ實施スルコトト為リタルニ由リ朝鮮ニ於テモ之ニ則應セシメンガ為茲ニ本件ヲ以テ朝鮮教育令ニ改正ヲ加ヘ現行規定ニ於テ普通教育ハ國民學校令ノ外中學校令及高等女學校令ニ、實業教育ハ實業學校令ニ夫々依ルコトト為セルヲ中等學校令〔加筆〕中中學校及高等女學校ニ關スル部分又ハ實業學校ニ關スル部分ニ依ルコトニ改メ〔第二項〕師範教育ニ付テハ從前朝鮮特殊ノ事情ニ鑑ミ特別ノ規定ヲ設ケタルヲ改メテ原則トシテ師範教育令中師範學校ニ關スル部分ニ依ルコトトシ〔旧第五条乃至旧第〕其ノ他若干ノ関連事項ヲ改メ〔第二項第三項並ニ第五条〕次デ経過的措置トシテ〔一〕

〔第三條〕〔加筆〕條及〔第二項〕師範教育ニ付テハ從前朝鮮特殊ノ事情ニ鑑ミ特別ノ規定ヲ設ケタルヲ改メテ原則トシテ師範教育令中師範學校ニ關スル部分ニ依ルコトトシ〔旧第五条乃至旧第〕其ノ他若干ノ関連事項ヲ改メ〔第二項第三項並ニ第五条〕次デ経過的措置トシテ〔一〕

得ルモノトシ（第二則）（二）師範学校ニハ当分ノ内国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年ノ予科並ニ從前尋常科及講習科ヲ置クコトヲ得ルモノトシ（附則第三条及至第五条）

（三）本令施行ノ際現ニ存スル師範学校演習科ハ當分ノ内從前通存置スルコトヲ得シメ且将来本科ヲ置キタル場合ニ於ケル措置ヲ定メ（第六則）（四）朝鮮ニ於ケル国民学校教員ノ需給状況ニ鑑ミ師範学校男子部本科ノ修業年限ハ修業年限四年ノ予科修了生徒及中学校第四学年ヲ修了シテ入学シタル生徒ヲ除キ昭和二十一年度迄ニ卒業スペキ生徒ニ付テハ六月之ヲ短縮スルコトトシ（第七則）（五）修業年限四年ノ予科ヲ修了シ本科ニ入学スル者トノ權衡上昭和十九年度以降ニ於テハ中学校第四学年修了程度ヲ以テ本科又ハ演習科ニ入学スルコトヲ得ルモノトシ（第八則）（六）本令施行ノ際現ニ普通科ニ在学スル生徒ノ為修業年限四年又ハ五年ノ予科ヲ置ク旨（第九則）ヲ定メントス

第三 台湾教育令中改正ノ件

台湾教育令ハ前述ノ朝鮮ト同一ナル教育ノ精神ニ則リ大正十一年ニ制定セラレタルモノニシテ台湾特殊ノ事情ナキ限り内地ノ教育制度ニ倣ヒ高等普通教育ハ中学校令、高等女学校令及高等学校令二、実業教育ハ実業学校令二、専門教育ハ専門学校令二、大学教育及其ノ予備教育ハ大学令ニ依ルコトシリシ為國語ヲ常用スル者ト然ラザル者トノ教育機関ヲ區別シ前者ハ小学校令ニ依リ、後者ハ同令ニ準ジ台湾特殊ノ事情ヲ考慮シテ定メタル公学校ニ於テ教育スルコトトシ又師範教育

二在リテハ初等普通教育制度ニ対応シテ小学校教員及公学校教員ノ両者ヲ養成スルコトヲ目的トスルノ外概ネ内地ノ制度ニ準ズルコトト為セルガ昭和十六年ニ至リ台湾教育令ヲ改正シ前記初等普通教育機関ノ区別ヲ廃シ齊シク国民学校令ニ依ルコトトシ其ノ他之ニ関連スル事項ニ付改正ヲ加ヘ今日ニ迨ベリ從テ台湾ノ学校教育制度ハ師範教育ヲ除キ概ネ内地ノ相當学校令ニ依ルコトト為リ台灣特殊ノ事情ニ依ル若干ノ特例ヲ設ケルノ外内地ニ於ケルト差異ナキニ到レリ然ルニ今般内地ニ於テハ前記ノ如ク中等学校令ヲ制定シ師範教育令ヲ改正スルコトト為リタルニ由リ台湾ニ於テモ之ニ則応セシメンガ為本件ヲ以テ台湾教育令ニ改正ヲ加ヘ從前中学校令及高等女学校令ニ依レル高等普通教育ハ中等学校令中中学校及高等女学校ニ關スル部分ニ、実業教育ハ中等学校令中実業学校ニ關スル部分ニ依ルコトトシ（新第三条及第四条）師範教育ハ從前台湾特殊ノ事情ニ基キ特別ノ規定ヲ設ケタルヲ改メテ師範教育令中師範学校ニ關スル部分ニ依ルコトトシ（旧第十二条、旧第十四条及至旧第二十条及新第六条）其ノ他此等ニ関連スル事情ヲ改メ（新第七条）尚経過的措置トシテ（一）師範学校ニハ當分ノ内特別ノ事情アル場合ニ於テ講習科ヲ置クコトヲ得ルモノトシ（第二則）（二）從前ノ師範学校普通科ハ本令施行ノ際現ニ之ニ在学スル生徒ノ為其ノ者ガ其ノ第二学年ヲ修了スル迄尚存置シ且之ヲ修了セル場合ニハ新制ノ予科第一学年ノ生徒ト為ルモノトシ（附則）（三）師範学校男子部本科ノ修業年限ハ昭和十九年度ニ卒業スペキ生徒ニ付テハ六月之ヲ短縮スルモノト為サントス（附則）

第四 朝鮮総督府視学官特別任用令外三勅令中改正ノ件

本件ハ師範学校ノ昇格又ハ文部省教學官ノ新置ニ伴ヒ朝鮮總督府視学官、台灣總督府視学官、關東局視学官、在滿教務視

学官及樺太府視学官ノ特別任用ノ資格又ハ所要年限ノ通算ニ

関シ必要ナル改正ヲ加フルコトヲ主眼トスルモノナリ

昭和十八年二月十三日

枢密院書記官

按ズルニ本案ノ四件中第一ノ件ハ曩ニ臨時措置トシテ行ヒタル大学、高等学校、専門学校等ノ在学年限又ハ修業年限ノ短縮ヲ

今回ノ学制改革ニ牽連セシメンガ為當該勅令ニ必要ナル改正ヲ加ヘントスルモノ、第二及第三ノ二件ハ朝鮮及台灣ニ於ケル學制ヲ内地ニ於ケル今回ノ学制改革ニ則応セシメンガ為朝鮮教育

令及台灣教育令ニ必要ナル改正ヲ加ヘントスルモノ第四ノ件ハ同ジク学制改革又ハ新ナル官ノ設置ニ伴ヒ朝鮮總督府視学官等ノ任用規程ニ所要ノ整備ヲ施サントスルモノニシテ其ノ趣旨ニ於テ妥当トスベク其ノ条項ニ於テモ別ニ支障ノ廉ヲ認メズ仍テ

本案ノ四件ハ孰レモ此ノ倣之ヲ可決セラレ然ルベキモノト思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十八年二月十二日

枢密院書記官長 堀江季雄

ス

(注記24)

一昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件参照添附
一朝鮮總督府視学官特別任用令外三勅令中改正ノ件同 上
一台灣教育令中改正ノ件同 上
一以上四件審査報告
右及御配付候也

昭和十八年二月十三日

枢密院書記官

ス

(注記25)

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十八年二月十七日會議議案

昭和十八年二月十七日会議議案

一昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件

参照添附

一昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件

勅令第 号

昭和十六年勅令第九百二十四号中左ノ通改正ス

一台灣教育令中改正ノ件

一朝鮮總督府視学官特別任用令外三勅令中改正ノ件

右來ル十七日（水曜日）午前十時三十分會議被相開候間御出席

相成度議長ノ命ニ依リ此段及御通知候也

昭和十八年二月十三日

枢密院書記官

按ズルニ本案ノ四件中第一ノ件ハ曩ニ臨時措置トシテ行ヒタル大学、高等学校、専門学校等ノ在学年限又ハ修業年限ノ短縮ヲ

今回ノ学制改革ニ牽連セシメンガ為當該勅令ニ必要ナル改正ヲ加ヘントスルモノ、第二及第三ノ二件ハ朝鮮及台灣ニ於ケル學制ヲ内地ニ於ケル今回ノ学制改革ニ則応セシメンガ為朝鮮教育

令及台灣教育令ニ必要ナル改正ヲ加ヘントスルモノ第四ノ件ハ同ジク学制改革又ハ新ナル官ノ設置ニ伴ヒ朝鮮總督府視学官等ノ任用規程ニ所要ノ整備ヲ施サントスルモノニシテ其ノ趣旨ニ於テ妥当トスベク其ノ条項ニ於テモ別ニ支障ノ廉ヲ認メズ仍テ

本案ノ四件ハ孰レモ此ノ倣之ヲ可決セラレ然ルベキモノト思料ス

ス

(注記26)

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十八年二月十七日會議議案

昭和十八年二月十七日会議議案

一昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件

参照添附

第一条第一項中「、第十三条第一項若ハ第十六条、高等学校令第七条第一項、専門学校令第六条若ハ第八条第二項又ハ校令第二条ノ二第二項」ヲ「若ハ第十六条、師範教育令第十四条又ハ専門学校令第六条若ハ第八条第二項」ニ、「大学予科、高等学校高等科、専門学校若ハ実業専門学校」ヲ「高等師範学校、女子高等師範学校若ハ専門学校」ニ改メ「当分ノ内」ヲ削ル

同条第一項ヲ削ル

同条第三項中「前二項中大学令、高等学校令、専門学校令又ハ実業学校令」ヲ「前二項中大学令又ハ専門学校令」ニ改ム
附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本令ハ大学学部ノ在学年限ニ関シテハ昭和十七年四月以前ニ入学シ引続キ在学スル学生ニ付、高等師範学校、女子高等師範学校又ハ専門学校ノ修業年限ニ関シテハ昭和二十一年四月以前ニ入学シ引続キ在学スル生徒ニ付之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大学予科又ハ高等学校高等科ニ在学スル生徒ニ付テハ其ノ修業年限ノ短縮ハ第一条ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

(参照)

昭和十六年勅令第九百二十四号(大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件)〔朱總〕

第一条 大学令第十条、第十三条第一項若ハ第十六条、高等学校令

校令第七条第一項、専門学校令第六条若ハ第八条第二項又ハ実業学校令第二条ノ二第二項〔若ハ第十六条、師範教育令第十四条又ハ専門学校令第六条若ハ第八条第二項〕ノ規定ニ依ル大学学部ノ在学年限又ハ〔大学予科、高等学校高等科、専門学校若ハ実業専門学校〕〔高等師範学校、女子高等師範学校若ハ専門学校〕ノ修業年限ハ〔當分ノ内〕夫々六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得

〔朱總〕前項ノ規定ニ依リ大学予科ノ修業年限ヲ短縮シタル場合ニ於

テハ大学令第十三条第二項及第三項中修業年限三年又ハ修業年限二年トアルハ夫々前項ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限ヲ謂フモノトス前二項中大学令、高等学校令、専門学校令又ハ実業学校令〔前項中大学令又ハ専門学校令〕トアルハ夫々朝鮮教育令及台湾教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモノトス

第二条 前条第一項ノ規定ニ依ル在学年限又ハ修業年限ノ短縮ハ内地ニ在リテハ文部大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台湾ニ在リテハ台湾総督之ヲ行フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔朱書〕本令ハ大学学部ノ在学年限ニ関シテハ昭和十七年四月以前ニ入学シ引續キ在学スル学生ニ付、高等師範学校、女子高等師範学校又ハ専門学校ノ修業年限ニ関シテハ昭和二十一年四月以前ニ入学シ引續キ在学スル生徒ニ付之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大学予科又ハ高等学校高等科ニ在学スル生徒ニ付テハ其ノ修業年限ノ短縮ハ第一条ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

〔参考〕

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件勅令案関係条文

大学令 (抄) (大正七年十一月六日勅令第三百八十八号)

第十条 学部二三年以上在学シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ学士ト称スルコトヲ得

前項ノ在学年限ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス

第十二条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上当該学部ニ在学シ其ノ他相当ノ学力ヲ具ヘタル者ニシテ当該学部ニ於テ適當ト認メタルモノトス

第十三条 大学予科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校第四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

修業年限二年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

第十六条 大学及大学予科ノ学則ハ法令ノ範囲内ニ於テ当該大學之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ

高等学校令 (抄) (大正七年十二月六日勅令第三百八十九号)

第七条 高等学校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス

高等学校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

師範教育令 (改正) 案 (抄)

第十四条 高等師範学校及女子高等師範学校ノ修業年限ハ四年トス

高等師範学校規程 (抄) (明治二十七年四月六日文部省令第十一号)

第三条 文科及理科ノ修業年限ハ四箇年トス

女子高等師範学校規程 (抄) (明治三十年十月二十四日文部省令第二十四号)

第五条 女子高等師範学校各学科ノ修業年限ハ四箇年トス

専門学校令 (抄) (明治三十六年三月二十七日勅令第六十一号)

第六条 専門学校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第八条 官立専門学校ノ修業年限、学科、学科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ専門学校ノ修業年限、学科、学科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ公立学校ニ在リテハ管理者、私立学校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ定ム

実業学校令 (抄) (明治三十二年二月七日勅令第二十九号)

第二条ノ二 実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノヲ実業専門

学校トス

実業専門学校ニ関シテハ専門学校令ノ定ムル所ニ依ル

朝鮮教育令（抄）

（明治十三年三月四日
勅令第三百三号）

第三条 実業教育ハ実業学校令ニ依ル但シ実業補習教育ニ関シ
テハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依ル実業学校令中文部大臣ノ職務
ハ朝鮮総督之ヲ行フ

実業学校ノ設立及教科書ニ関シテハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依
ル

第四条 専門教育ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備教育ハ
大学令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之
ヲ行フ

専門学校ノ設立及大学予科ノ教員ノ資格ニ関シテハ朝鮮総督
ノ定ムル所ニ依ル

台湾教育令（抄）

（大正十一年一月六日
勅令第二十号）

第八条 高等普通教育ハ中学校令、高等女学校令及高等学校令
ニ依ル

第九条 実業教育ハ実業学校令ニ依ル但シ実業補習教育ニ関シ
テハ台湾総督ノ定ムル所ニ依ル

第十一条 専門教育ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備教育ハ
大学令ニ依ル

（参照）

中等学校令

昭和十八年
勅令第三十六号

中等学校令

第一条 中等学校ハ皇國ノ道二則リテ高等普通教育又ハ実業教
育ヲ施シ國民ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 中等学校ヲ分チテ中学校、高等女学校及実業学校トス
中学校ニ於テハ男子ニ、高等女学校ニ於テハ女子ニ高等普通
教育ヲ施シ実業学校ニ於テハ実業教育ヲ施スモノトス
実業学校ノ種類ハ農業学校、工業学校、商業学校、商船学校
水產學校、拓殖學校其ノ他実業教育ヲ施ス學校トス

第三条 北海道及府県ハ中学校、高等女学校及実業学校ヲ設置
スベシ

文部大臣ハ北海道及府県ニ対シ中等学校ノ増設、拡張及整理
ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

前二項ノ中等学校ノ経費ハ北海道地方費又ハ府県ノ負担トス
第四条 市町村、市町村学校組合、町村学校組合及町村制ヲ施
行セザル地域ニ於ケル此等ニ準ズベキモノハ土地ノ情況ニ依
リ須要ニシテ其ノ区域内ノ義務教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限
リ中等学校ヲ設置スルコトヲ得

第五条 私人ハ中等学校ヲ設置スルコトヲ得
商工会議所、農会其ノ他之ニ準ズベキ公共団体ハ実業学校ヲ
設置スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設置シタル実業学校ハ私立トス

第六条 公立及私立ノ中等学校ノ設置及廃止ハ文部大臣ノ認可
ヲ受クベシ

前項ノ中等学校ノ設置及廃止ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定

ム

第七条 中等学校ノ修業年限ハ四年トス但シ土地ノ情況ニ依リ
高等女学校ニ在リテハ二年、実業学校ニ在リテハ男子ニ付テ
ハ三年、女子ニ付テハ二年ト為スコトヲ得

第八条 中等学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限四年ノ課

程ニ在リテハ国民学校初等科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ
定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者ト
シ修業年限二年又ハ三年ノ課程ニ在リテハ国民学校高等科ヲ
修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ
学力アリト認メラレタル者トス

第九条 中等学校ニハ特別ノ必要アルトキハ夜間ニ於テ授業ヲ
行フ課程ヲ置キ又ハ之ノミヲ置クコトヲ得

前項ノ課程ニ付テハ前二条ノ規定ニ拘ラズ其ノ修業年限ハ中
学校及高等女学校ニ在リテハ三年、実業学校ニ在リテハ男子
ニ付テハ四年、女子ニ付テハ三年トシ其ノ入学資格ハ国民学
校高等科修了程度トス

第十条 商船学校ノ修業年限及入学資格ニ付テハ前三条ノ規定
ニ拘ラズ文部大臣ニ於テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第十二条 中学校ニ於テハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スル教科
用図書ヲ使用スベシ但シ特別ノ必要アル場合ニ於テ文部大臣
別段ノ定ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三条 中等学校ノ設備、編制、教科、教授訓練、生徒ノ入
学、退学、転学及懲戒等ニ関スル規程並ニ実業学校ノ学科ニ
關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四条 中等学校ニ於テハ授業料其ノ他ノ費用ヲ徵収スルコ
トヲ得

授業料其ノ他ノ費用ノ徵収ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
第十五条 中学校ニ非ザル学校ハ中学校ノ名称ヲ、高等女学校
ニ非ザル学校ハ高等女学校ノ名称ヲ、実業学校ニ非ザル学校
ハ実業学校、農業学校、工業学校、商業学校、商船学校、水
産学校又ハ拓殖学校ノ名称ヲ用フルコトヲ得ズ但シ官立ノ學
校ニ於テ此等ノ学校ノ課程ニ相當スル課程ヲ履修セシムル部
分ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

高等女学校ニハ高等女学校ヲ卒業シタル者ノ為ニ精深ナル程
度ニ於テ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス為高等科ヲ、特

定ノ教科ヲ專攻セシムル為專攻科ヲ置クコトヲ得

実業学校ニハ実業学校ヲ卒業シタル者ノ為ニ実業ニ關スル特

定ノ事項ヲ專攻セシムル為專攻科ヲ、国民学校高等科ヲ修了
シタル者ノ為ニ簡易ナル課程ニ依リ特定ノ学科ヲ履修セシム
ル為專修科ヲ置クコトヲ得

実務科、高等科、專攻科及專修科ニ關スル規程ハ文部大臣之
ヲ定ム

附 則

第十六条 本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七条 中学校令、高等女学校令及実業学校令ハ之ヲ廢止ス

第十八条 本令施行ノ際現ニ存スル中学校ハ本令ニ依ル中学校

トス

(参照)

本令施行ノ際現ニ存スル高等女学校又ハ実業学校ハ文部大臣

ノ定ムル所ニ依リ夫々本令ニ依ル高等女学校又ハ実業学校ト

ス

第十九条 本令施行ノ際現ニ存スル実業学校ノ課程ニシテ左ニ
掲グルモノノ修業年限及入学資格ハ第七条乃至第九条ノ規定

二拘ラズ当分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

一 国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限

四年未満ノモノ

二 国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限

三年（女子ニ付テハ二年）未満ノモノ（夜間ニ於テ授業ヲ

行フモノヲ除ク）

三 国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トシ夜間ニ於テ
授業ヲ行フ修業年限四年（女子ニ付テハ三年）未満ノモノ

第二十条 本令施行ノ際現ニ中学校、高等女学校又ハ実業学校

ニ在学スル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ

修業年限ハ第七条及第九条ノ規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

第二十一条 本令施行ノ際現ニ存スル高等女学校補習科ハ現ニ
在学スル生徒ニ付其ノ修了スル迄之ヲ存置スルコトヲ得

第二十二条 中学校令ニ依ル中学校、高等女学校令ニ依ル高等
女学校又ハ実業学校令ニ依ル実業学校ヲ卒業シタル者ハ夫々

本令ニ依ル中学校、高等女学校又ハ実業学校ヲ卒業シタル者
ノ定ヲ為スコトヲ得

トス

台湾教育令

大正十一年
勅令第二十号

台灣教育令

第一条 台湾ニ於ケル教育ハ本令ニ依ル

第二条 初等普通教育ハ国民学校令ニ依ル

第三条乃至第七条 削除

第八条（〔未書〕〔加筆〕〔朱書〕）高等普通教育ハ中学校令、高等女学校令及

〔中等学校令中中学校及高等女学校私ニ関スル部分並〕高等学校

令ニ依ル

第九条（〔未書〕〔加筆〕〔朱書〕）実業教育ハ〔中等学校令〔未書〕〕中学校令中実業学校

ニ關スル部分ニ依ル但シ実業補習教育ニ關シテハ台湾総督

ノ定ムル所ニ依ル

第十条（〔未書〕〔加筆〕〔朱書〕）専門教育ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備

教育ハ大学令ニ依ル

第六条（〔未書〕〔加筆〕〔朱書〕）師範教育ハ師範教育令中師範学校ニ關スル部分ニ依

ル

第十一条（〔未書〕〔加筆〕〔朱書〕）〔中等学校令及師範教育令中師範学校ニ關スル部分ニ依

ル〕〔前五条〕ニ規定スル勅令中

国民学校令、中学校令及高等女学校令〔中等学校令及師範教

育令中師範学校ニ關スル部分ニ依ル場合ニ於テ台湾特殊ノ

事情ニ依リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ台湾総督別段

高等学校ノ設立及教育ノ資格、実業学校ノ設立及教科書、專
門学校ノ設立並大学予科ノ教員ノ資格ニ關シテハ台湾総督ノ

^(朱線)定ムル所ニ依ル

第十二条 師範教育ヲ為ス学校ハ師範学校トス

師範学校ハ特ニ徳性ノ涵養ニ力メ国民学校教員タルヘキ者ヲ養成スルコトヲ目的トス

第十三条 ^(朱線)削除

第十四条 師範学校ノ修業年限ハ七年トシ普通科五年、演習科二年トス但シ女子ニ在リテハ修業年限ヲ六年トシ普通科ニ於テ一年ヲ短縮ス

第十五条 師範学校普通科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ国民学校初等科ヲ修了シタル者又ハ台湾総督ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トシ演習科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ普通科ヲ修了シタル者、中学校若ハ修業年限四年ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ台湾総督ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

第十六条 師範学校ニ研究科又ハ講習科ヲ置クコトヲ得
研究科及講習科ノ修業年限ハ入学資格ニ関シテハ台湾総督ノ定ムル所ニ依ル

第十七条 師範学校ニ附屬国民学校ヲ置ク

特別ノ事情アル場合ニ於テハ公立国民学校ヲ以テ附屬国民学校ニ代用スルコトヲ得

第十八条 師範学校ハ官立又ハ公立トス

公立師範学校ハ州庁ニ限り之ヲ設立スルコトヲ得

第十九条 公立ノ師範学校ノ設立及廃止ハ台湾総督ノ認可ヲ受クヘシ

師範学校ノ教科、編制、設備及授業料ニ関シテハ台灣總督ノ定ムル所ニ依ル

第二十条 特別ノ事情アル場合ニ於テハ官立又ハ州庁立ノ中学校又ハ高等女学校ニ師範学校ノ演習科又ハ講習科ヲ附置スルコトヲ得

第十七条 の規定ハ前項ノ中学校及高等女学校ニ付之ヲ準用ス

第二十一条 ^(朱線)削除

第二十二条 ^(八)〔加筆・朱書〕本令ニ規定スルモノヲ除クノ外私立学校、特殊ノ教育ヲ為ス学校其ノ他ノ教育施設ニ關シテハ台灣總督ノ定ムル所ニ依ル

附 則

第一 ^(朱線)〔九〕〔加筆・朱書〕条 (条文略)

第二 ^(朱線)〔二十四〕〔加筆・朱書〕条 (条文略)

第三 ^(朱線)〔二十五〕〔加筆・朱書〕条 (条文略)

第四 ^(朱線)〔二十六〕〔加筆・朱書〕条 (条文略)

第五 ^(朱書)〔二十七〕〔加筆・朱書〕条 (条文略)

附 則

第一条 本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二条 師範学校ニハ當分ノ内特別ノ事情アル場合ニ於テ講習科ヲ置クコトヲ得

講習科ノ修業年限及入学資格ニ關シテハ台灣總督ノ定ムル所ニ依ル

第三条 従前ノ規定ニ依ル師範学校普通科ハ本令施行ノ際現ニ之ニ在学スル生徒ノ為其ノ者ガ其ノ第二学年ヲ修了スル迄仍

従前ノ規定ニ依リ之ヲ存置ス

前項ノ規定ニ依ル普通科第二学年ヲ修了シタル生徒ハ台灣教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル師範教育令ニ依ル師範学校予科第一学年ノ生徒ト為ルモノトス

第四条 師範学校男子部本科ノ修業年限ハ昭和十九年度ニ卒業スペキ生徒ニ付テハ六月之ヲ短縮ス

(参照)

朝鮮教育令 昭和十三年
勅令第百三号

第一条 朝鮮ニ於ケル教育ハ本令ニ依ル

第二条 普通教育ハ国民学校令、中学校令及高等女学校令〔並二中等学校令中学校及高等女学校ニ關スル部分〕ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務〔国民学校令中文部大臣ノ職務並二中等学校令中学校及高等女学校ニ關スル部分ノ文部大臣ノ職務〕ハ朝鮮總督之ヲ行フ

前項ノ場合ニ於テ朝鮮特殊ノ事情ニ依リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ朝鮮總督別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第三条 実業教育ハ実業学校令〔中等学校令中実業学校ニ關スル部分〕ニ依ル但シ実業補習教育ニ關シテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル

〔実業学校令中文部大臣ノ職務〕〔中等学校令中実業学校ニ關スル部分ノ文部大臣ノ職務〕ハ朝鮮總督之ヲ行フ

〔実業学校令中文部大臣ノ職務〕〔中等学校令中実業学校ニ關スル部分ノ文部大臣ノ職務〕ハ朝鮮總督之ヲ準用ス

第四条 専門教育ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備教育ハ大学令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮總督之ヲ行フ

専門学校ノ設立及大学予科ノ教員ノ資格ニ關シテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル

第五条 師範教育ヲ為ス学校ハ師範学校トス〔師範〕教育ハ師範教育令中師範学校ニ關スル部分ニ依ル但シ同令中師範学校ニ

〔師範〕学校ハ特ニ德性ノ涵養ニ力メ国民学校教員タルベキ者ヲ養成スルコトヲ目的トス〔第二条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス〕

第六条 師範学校ノ修業年限ハ七年トシ普通科五年、演習科二年トス但シ女子ニ在リテハ修業年限ヲ六年トシ普通科ニ於テ一年ヲ短縮ス

第七条 師範学校普通科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ国民学校初等科ヲ修了シタル者又ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ之ト同様以上ノ学力アリト認メラレタル者トシ演習科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ普通科ヲ修了シタル者、中学校若ハ修業年限四年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ之ト同様以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

第八条 師範学校ニハ特別ノ事情アル場合ニ於テ尋常科ヲ置キ又ハ尋常科ノミヲ置クコトヲ得

第九条 寻常科ノ修業年限ハ五年トス但シ女子ニ在リテハ之ヲ四年トス

尋常科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ国民学校初等科ヲ修了シタ

ル者又ハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリ

ト認メラレタル者トス

第十一条 特別ノ事情アル場合ニ於テハ演習科ハ尋常科ノミヲ置

ク師範学校ニ之ヲ置クコトヲ得

第十二条 師範学校ニ研究科又ハ講習科ヲ置クコトヲ得但シ研
究科ハ尋常科ノミヲ置ク師範学校ニ於テハ之ヲ置クコトヲ得
ズ

研究科及講習科ノ修業年限及入学資格ニ関シテハ朝鮮総督ノ
定ムル所ニ依ル

第十三条 師範学校ニ附属国民学校ヲ置ク

特別ノ事情アル場合ニ於テハ公立国民学校ヲ以テ附属国民学
校ニ代用スルコトヲ得

第十四条 師範学校ハ官立又ハ公立トス

公立師範学校ハ道ニ限り之ヲ設立スルコトヲ得

第十五条 師範学校ノ教科、編制、設備、授業料ニ関シテハ朝
鮮総督ノ定ムル所ニ依ル

ベシ

第十六条 〔朱書〕 〔加筆〕 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外私立学校、
特殊ノ教育ヲ為ス学校其ノ他ノ教育施設ニ関シテハ朝鮮総督
ノ定ムル所ニ依ル

〔朱書〕

附 則

第一条 本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二条 実業学校ニハ当分ノ内土地ノ情況ニ依リ朝鮮教育令ニ
於テ依ルコトヲ定メタル中等学校令（以下単ニ中等学校令ト
称ス）第七条乃至第九条ノ規定ニ拘ラズ国民学校初等科修了
程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年ノ課程ヲ置キ又ハ之
ノミヲ置クコトヲ得

第三条 師範学校ニハ当分ノ内朝鮮教育令ニ於テ依ルコトヲ定
メタル師範教育令（以下単ニ師範教育令ト称ス）第四条ノ規
定ニ拘ラズ修業年限四年ノ予科ヲ置クコトヲ得

前項ノ予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ国民学校初等科ヲ修了
シタル者又ハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力
アリト認メラレタル者トス

第四条 師範学校ニハ当分ノ内特別ノ事情アル場合ニ於テ師範
教育令第三条第二項ノ規定ニ拘ラズ尋常科ヲ置キ又ハ之ノミ
ヲ置クコトヲ得

尋常科ノ修業年限ハ五年トス但シ女子ニ在リテハ之ヲ四年ト
ス

前条第二項ノ規定ハ尋常科ノ入学資格之ヲ準用ス

第五条 師範学校ニハ当分ノ内特別ノ事情アル場合ニ於テ講習
科ヲ置クコトヲ得

講習科ノ修業年限及入学資格ニ関シテハ朝鮮総督ノ定ムル所
ニ依ル

第六条 本令施行ノ際現ニ朝鮮ニ存スル師範学校演習科ニ付テ
ハ当分ノ内仍從前ノ例ニ依ル

但シ當該師範学校ニ師範教育令ニ依ル本科ヲ置ク場合ハ此ノ

限ニ在ラズ

前項ノ演習科ヲ置ク師範学校ニ在学スル生徒ハ朝鮮タル場合ニ於テハ當該師範学校演習科ニ在学スル生徒ト為ルモノトス

第七条 師範学校男子部本科ノ修業年限ハ昭和二十一年度迄ニ卒業スベキ生徒ニ付テハ六月之ヲ短縮ス但シ修業年限四年ノ師範学校予科ヲ修了シタル生徒及附則第八条ノ規定ニ依リ入学シタル生徒ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 昭和十九年度以降ニ於テハ從前ノ朝鮮教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル中学校令ニ依ル中学校若ハ中等学校令第二十条ノ規定ニ依ル中学校ノ第四学年ヲ修了シタル者又ハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依リ之ト同上ノ学力アリト認メラレタル者ハ師範教育令第五条又ハ從前ノ朝鮮教育令第七条ノ規定ニ拘ラズ師範学校男子部本科又ハ師範学校演習科ニ入学スルコトヲ得

高等学校ニ在リテハ二年、実業学校ニ在リテハ男子ニ付テハ三年、女子ニ付テハ二年ト為スコトヲ得
第九条 中等学校ニハ特別ノ必要アルトキハ夜間ニ於テ授業ヲ行フ課程ヲ置キ又ハ之ノミヲ置クコトヲ得
前項ノ課程ニ付テハ前二条ノ規定ニ拘ラズ其ノ修業年限ハ中学校及高等女学校ニ在リテハ三年、実業学校ニ在リテハ男子ニ付テハ四年、女子ニ付テハ三年トシ其ノ入学資格ハ国民学

校高等科修了程度トス

第二十条 本令施行ノ際現ニ普通科ヲ置ク師範学校ニハ本令施行ノ際現ニ普通科ニ在学スル生徒ノ為師範教育令第四条ノ規定ニ拘ラズ修業年限四年ノ予科ヲ置ク但シ昭和十四年度迄ニ普通科ニ入学シタル生徒（朝鮮総督ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第七条及第九条ノ規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

師範教育令

第三条 師範学校ニ男子部及女子部ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ男子部又ハ女子部ノミヲ置クコトヲ得
各部ニ本科及予科ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ本科ノミヲ置クコトヲ得

中等学校令

昭和十八年
勅令第三十六号

第七条 中等学校ノ修業年限ハ四年トス但シ土地ノ情況ニ依リ

第四条 本科ノ修業年限ハ三年トシ予科ノ修業年限ハ二年トス

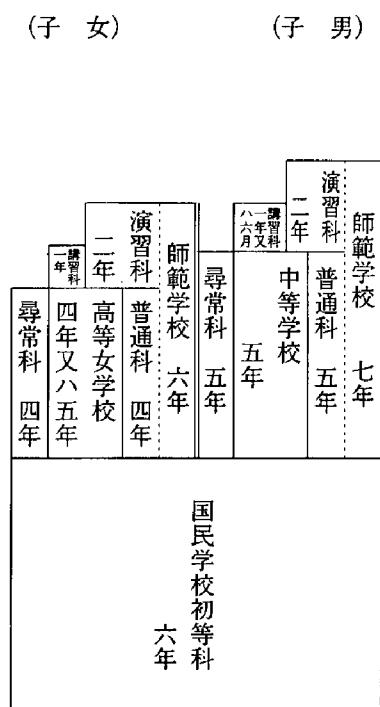
第五条 本科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ當該学校予科ヲ修了シタル者、中学校若ハ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ國民学校高等科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

〔参考〕

朝鮮ニ於ケル師範学校系統一覽図表

一、現行



〔参考〕



師範教育令
昭和十八年勅令第十八号

第一章 師範学校

第一条 師範学校ハ皇國ノ道ニ則リテ國民学校教員タルベキ者ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 師範学校ハ官立トス

第三条 師範学校ニ男子部女子部ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ

男子部又ハ女子部ノミヲ置クコトヲ得

各部ニ本科及予科ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ本科ノミヲ置クコトヲ得

クコトヲ得

第四条 本科ノ修業年限ハ三年トシ予科ノ修業年限ハ二年トス

第五条 本科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ當該学校予科ヲ修了シ

二、改正

タル者、中学校若ハ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣

ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者

トス

予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ国民学校高等科ヲ修了シタル

者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト

認メラレタル者トス

第六条 師範学校ノ編制、教科、教授訓練、教科用図書、生徒

ノ入学、退学、懲戒、学資ノ給与及卒業後ノ服務等ニ関スル

規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第七条 師範学校ニ於テハ授業料ヲ徵收セズ

第八条 師範学校ニハ師範学校ヲ卒業シタル者ノ為ニ研究科ヲ

置クコトヲ得

研究科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第九条 師範学校ニ附属国民学校ヲ置ク

師範学校ニ附属幼稚園ヲ置クコト得

特別ノ事情アル場合ニ於テハ国民学校ヲ以テ附属国民学校ニ代用スルコトヲ得

第十条 国民学校令第一条乃至第四条、第五条第一項及第三項、第六条、第七条、第十四条並ニ第二十条ノ規定ハ附属國

民学校ニ之ヲ準用ス
幼稚園令第一条、第六条及第十三条ノ規定並ニ国民学校令第二十条ノ規定ハ附属幼稚園ニ之ヲ準用ス

ル規程並ニ附属幼稚園ノ児童ノ入学及退学、授業料等ニ関ス

ル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第二章 高等師範学校及女子高等師範学校

第十二条 高等師範学校ハ皇國ノ道ニ則リテ中学校及高等女学校ノ教員タルベキ者ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

女子高等師範学校ハ皇國ノ道ニ則リテ高等女学校ノ教員タルベキ者ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

第十三条 高等師範学校及女子高等師範学校ハ官立トス

第十四条 高等師範学校及女子高等師範学校ノ修業年限ハ四年トス

第十五条 高等師範学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

女子高等師範学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

第十六条 高等師範学校及女子高等師範学校ノ学科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七条 高等師範学校ニハ高等師範学校及女子高等師範学校ニ之ヲ準用ス

第六条及第七条ノ規定ハ高等師範学校及女子高等師範学校ニ之ヲ準用ス
二、女子高等師範学校ニハ女子高等師範学校ヲ卒業シタル者ノ為ニ研究科ヲ置クコトヲ得

研究科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八条 高等師範学校ニ附属中学校及附属国民学校ヲ置ク

女子高等師範学校ニ附屬高等女学校、附屬国民学校及附屬幼稚園ヲ置ク

特別ノ事情アル場合ニ於テハ公立ノ中学校ヲ以テ附屬中学校ニ、公立ノ高等女学校ヲ以テ附屬高等女学校ニ、国民学校ヲ以テ附屬国民学校ニ、公立又ハ私立ノ幼稚園ヲ以テ附屬幼稚園ニ代用スルコトヲ得

第十九条 中等学校令第一条、第二条第一項及第二項、第七条、第八条並ニ第十二条乃至第十四条ノ規定ハ附屬中学校及附属高等女学校ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依ル師範学校ニ在学スル生徒ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ本令ニ依ル師範学校ノ生徒ト為ルモノトス

師範学校男子本科ノ修業年限ハ昭和十八年及昭和十九年度ニ卒業スベキ生徒ニ付テハ六月之ヲ短縮ス

昭和二十一年度迄ニ師範学校女子部本科ニ入学シタル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第四条ノ規定ニ拘ラズ二年トス

師範学校女子部ニハ當分ノ内文部大臣ノ定ムル所ニ依リ師範学校女子部ヲ卒業シタル者ノ為ニ專攻科ヲ置クコトヲ得

昭和十九年度迄ニ師範学校予科ニ入学シタル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第四条ノ規定ニ拘ラズ三年トス

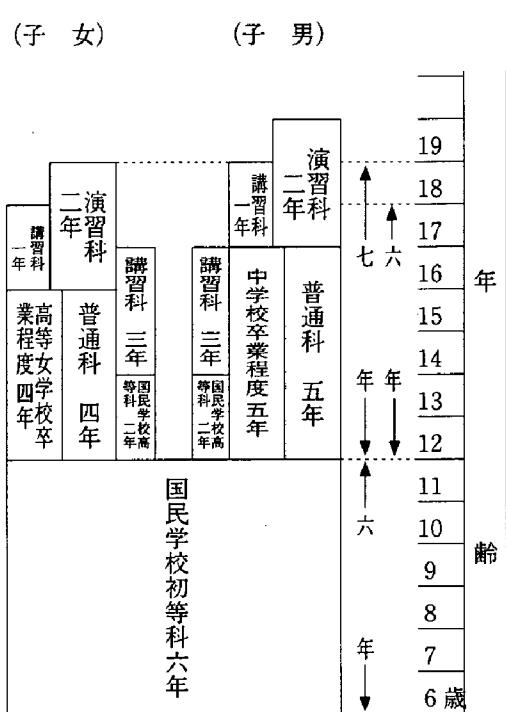
従前ノ規定ニ依ル師範学校ヲ卒業シタル者ハ本令ニ依ル師範学校ヲ卒業シタル者トス

本令施行ノ際現ニ存スル高等師範学校ノ修業年限二年ノ学科ハ現ニ在学スル生徒ニ付其ノ卒業スル迄之ヲ存置スルコトヲ得
本令施行ノ際現ニ高等師範学校附屬中学校又ハ女子高等師範学校附屬高等女学校ニ在学スル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第十九条第一項ニ於テ準用スル中等学校令第七条ノ規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル

〔參照〕

台灣ニ於ケル師範学校教育系統一覽

（現行制度）



(今回改正セントスル制度)

年 齢

20
19
18
17
16
15
14
13
12
11
10
9
8
7
6 歳

(子 男)

(子 女)

科究研	
講習科	一年
入學二年 本科三十 学シタル者八 年	三年
講習科	三年
予科	二年
中等学校	四年
國民学校高 等科二年	五年
國民学校高 等科二年	六年
講習科	三年
予科	二年
中等学校	四年
國民学校高 等科二年	五年
國民学校初等科六年	六年

参照

朝鮮総督府視学官特別任用令 明治四十四年 勅令第百三十八号

第一条 朝鮮総督府視学官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ

[未綴] 文官高等試験委員〔高等試験委員〕ノ銓衡ヲ経テ之ヲ任用スルコトヲ得

一 [文書] 文部省教学官、文部省督学官又ハ文部省視学官ノ職ニ

総督府視学官ノ職ニ在リタル者

二 二年以上[文部省直轄諸学校長]〔文部省直轄諸学校長〕(師範学校長ヲ除ク)、本科ヲ置ク師範学校ノ学校長又ハ朝鮮

範学校長ヲ除ク)、本校ヲ置ク師範学校ノ学校長又ハ朝鮮総督府專門学校ノ学校長ノ職ニ

三 三年以上[未綴] 師範学校長〔師範学校長〕(前号ニ規定シタルモノヲ除ク)、官公立中学校長、官公立高等女学校長、官公立高等普通学校長、官公立女子高等普通学校長又ハ官公立実業学校長ノ職ニ在リタル者

四 三年以上奏任教官ノ職ニ在リタル者

第二条 前条同号中各職ノ在職年数ハ之ヲ通算ス〔未綴〕(前条第一号乃至第四号ニ規定シタル各職ノ在職年数ハ之ヲ通算ス但シ所要ノ在職年数ヲ異ニスル各職ノ在職年数ヲ通算スル場合ニ於テハ甲職ノ在職年数ノ其ノ職ノ所要在職年数ニ対スル比率ヲ乙職ノ所要在職年数ニ乗ジテ得タル年数ヲ甲職ノ在職年数トシ之ヲ乙職ノ在職年数ニ通算ス)

台湾總督府視学官特別任用令

明治四十二年 勅令第百三十一号

第一条 台湾總督府視学官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ニ限り高等試験委員ノ銓衡ヲ経テ之ヲ任用スルコトヲ得

一 [文書] 文部省教学官、文部省督学官又ハ文部省視学官ノ職ニ

在リタル者

[未綴] 二 二年以上[文部省直轄諸学校]〔文部省直轄諸学校〕(師範学校ヲ除ク)、本科ヲ置ク師範学校、台湾總督府專門学校、台湾

總督府高等学校又ハ朝鮮總督府專門学校ノ学校長ノ職ニ

在リタル者

三 三年以上[未綴] 師範学校〔師範学校〕(前号ニ規定シタルモノヲ除ク)、官公立中学校、官公立高等女学校、官公立高等普通学校、官公立女子高等普通学校、官公立実業学校又ハ台

満総督府國語学校ノ學校長ノ職ニ在リタル者

四年以上奏任教官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル教員ノ職ニ在リタル者

五年以上教育ニ關スル公務ニ從事シ判任官二級俸以上ノ

俸給ヲ受ケタル者

第二条 (未遂) 前条中同号ニ規定シタル各職ノ在職年数ハ之ヲ通算

第二条 (未遂) 前条中同号ニ規定シタル各職ノ在職年数ハ之ヲ通算

(未書) 第二号乃至第五号ニ規定シタル各職ノ在職年数ハ之ヲ通算ス但シ所要ノ在職年数ヲ異ニスル各職ノ在職年数ヲ通算スル場合ニ於テハ甲職ノ在職年数ノ其ノ職ノ所要在職年数二対スル比率ヲ乙職ノ所要在職年数ニ乘ジテ得タル年数ヲ甲職ノ在職年数トシ之ヲ乙職ノ在職年数ニ通算ス

昭和五年勅令第十四号

関東局視学官及在満教務視学官特別任用令

昭和五年勅令第十四号

第一条 関東局視学官及在満教務視学官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ高等者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

一 (未書) 文部省教學官、文部省督學官、朝鮮總督府視學官、台灣總督府視學官又ハ關東局視學官ノ職ニ在リタル者
二 二年以上奏任官又ハ奏任官待遇以上ノ學校長、教官、教員又ハ教育事務ニ從事スル職員ノ職ニ在リタル者

ノ俸給ヲ受ケタル者

第三条 五年以上判任官又ハ判任官待遇ノ學校長、教官、教員又

ハ教育事務ニ從事スル職員ノ職ニ在リテ月額八十五円以上

トヲ得

一 (未書) 文部省教學官、文部省督學官、朝鮮總督府視學官又ハ

台灣總督府視學官ノ職ニ在リタル者

二 三年以上奏任官又ハ奏任官待遇以上ノ學校長、教官、教員又ハ教育事務ニ從事スル職員ノ職ニ在リタル者

三 五年以上判任官又ハ判任官待遇ノ學校長、教官、教員又ハ教育事務ニ從事スル職員ノ職ニ在リテ月額百二十五円以上ノ俸給ヲ受ケタル者

第一条 前条第一号及第三号ニ規定シタル各職ノ在職年数ハ之

ヲ通算ス但シ所要ノ在職年数ヲ異ニスル各職ノ在職年数ヲ通

算スル場合ニ於テハ甲職ノ在職年数ノ其ノ職ノ所要在職年数

ニ對スル比率ヲ乙職ノ所要在職年数ニ乘ジテ得タル年数ヲ甲

職ノ在職年数ニ通算ス

樺太庁視学官特別任用令

昭和五年勅令第十六号

第一条 樺太庁視学官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

一 (未書) 文部省教學官、文部省督學官、朝鮮總督府視學官、台灣總督府視學官又ハ關東局視學官ノ職ニ在リタル者

ノ俸給ヲ受ケタル者

第二条 前条第一号及第三号ニ規定シタル各職ノ在職年数ハ之

ヲ通算ス但シ所要ノ在職年数ヲ異ニスル各職ノ在職年数ヲ通

算スル場合ニ於テハ甲職ノ在職年数ノ其ノ職ノ所要在職年数

二対スル比率ヲ乙職ノ所要在職年数ニ乘ジテ得タル年数ヲ甲

職ノ在職年数トシ之ヲ乙職ノ在職年数ニ通算ス

- (注記1) **〔佐野〕**
- (注記2) **〔佐野〕**
- (注記3) **〔朱書〕** (簿冊内件名番号)
- (注記4) **〔済〕**
- (注記5) **〔加筆〕** 「御覽済内閣へ御下付」
- (注記6) **〔朱書〕** 「文甲五二」
- (注記7) **〔朱書〕** 「昭和十八年一月二十七日御下付 **〔佐野〕**」
- (注記8) **〔朱書〕** 「法制局文第四〇号／昭和十七年八月卅一日 **〔待令印〕**」
- (注記9) **〔朱書〕** 「本案説明者 文部書記官稻田清助郎」
- (注記10) **〔山本〕** **〔佐野〕** 「荒木」
- (注記11) **〔法制局〕** **〔佐野〕**
- (注記12) **〔朱書〕** 「文甲五二」
- (注記13) **〔稿本〕** **〔佐野〕**
- (注記14) **〔朱書〕** 「未公布」
- (注記15) **〔朱書〕** 「〔後日添済〕」 **〔秘〕**
- (注記16) **〔佐野〕**
- (注記17) **〔学一〕**
- (注記18) **〔学三〕**
- (注記19) **〔学四〕**
- (注記20) **〔学五〕**
- (注記21) **〔学六〕**
- (注記22) **〔学七〕**
- (注記23) **〔学八〕**
- (注記24) **〔学九〕**
- (注記25) **〔秘〕**
- (注記26) **〔秘〕**
- (下札) **〔秘〕**
- 〔本件ハ師範教育令改正ノ件公布ノ日以後公布相成度 法制局 内閣官房総務課御中 〕

〔公文類聚 第六十七編 昭和十八年
卷四〕 學事課〔一 奉制〕 大學」
2A, 12, 2770